

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 日常生活圏域の設定
- 5 策定体制
- 6 計画に記載する事項



第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率*は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症*高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成26年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）を制定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステム*を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を進めてきました。その後、平成29年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことにより、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めています。

さらに、地域共生社会の実現を図るため、令和3年には、社会福祉法等の一部を改正する法律が施行されることとなっています。

砂川市（以下「本市」という。）においては、平成30年3月に策定した「第7期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。このたび、「第7期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が本年度で満了を迎えることから、令和3年度を初年度とする「第8期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

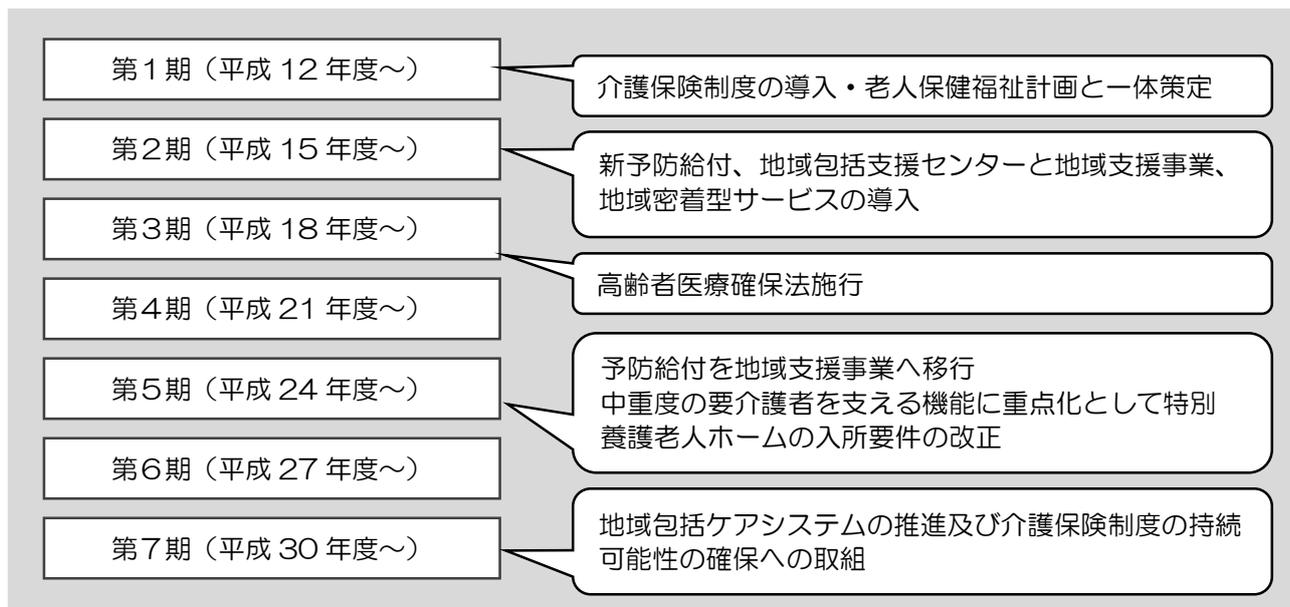
本計画は、「団塊の世代*」が全て75歳以上となる2025年と、「団塊ジュニア世代*」が全て65歳以上となる2040年の双方を念頭に置きながら、これまでの取組の成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるとする社会の実現を目指して策定するものです。

【これまでの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

第7期介護保険事業計画では、第6期を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組が進められ、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。

「地域包括ケアの推進」をさらに深め、地域共生社会の実現へ向けた体制整備の移行期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいます。

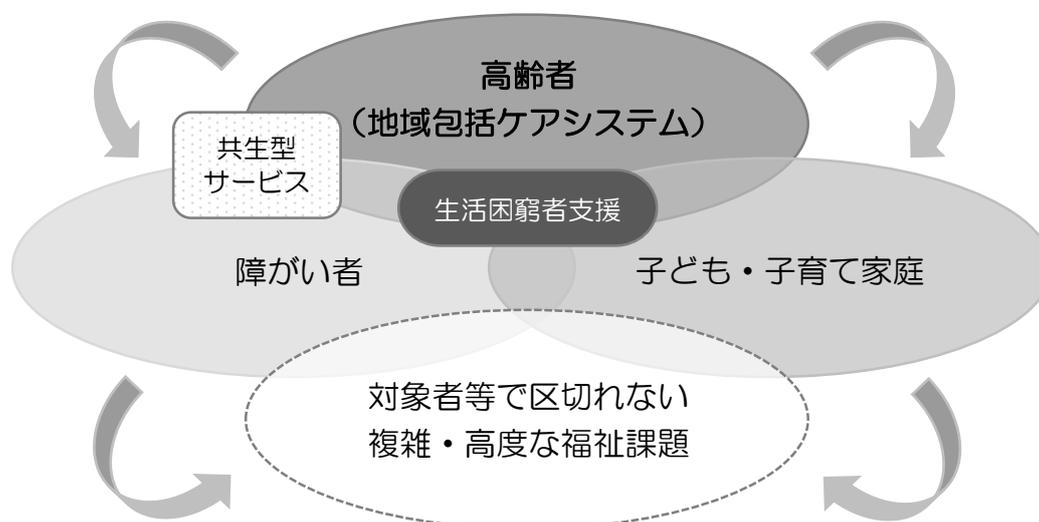
第7期介護保険事業計画までの制度改定の経過



【地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現】

超高齢社会におけるさまざまな問題に対応するためには、対象分野ごとの福祉サービスを充実させるだけでなく、制度と分野、支え手と受け手の関係を超えた「地域共生社会」を実現していく必要があります。また、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

地域共生社会の実現 概念図



2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

○「老人福祉法」から抜粋

(市町村老人福祉計画)
 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

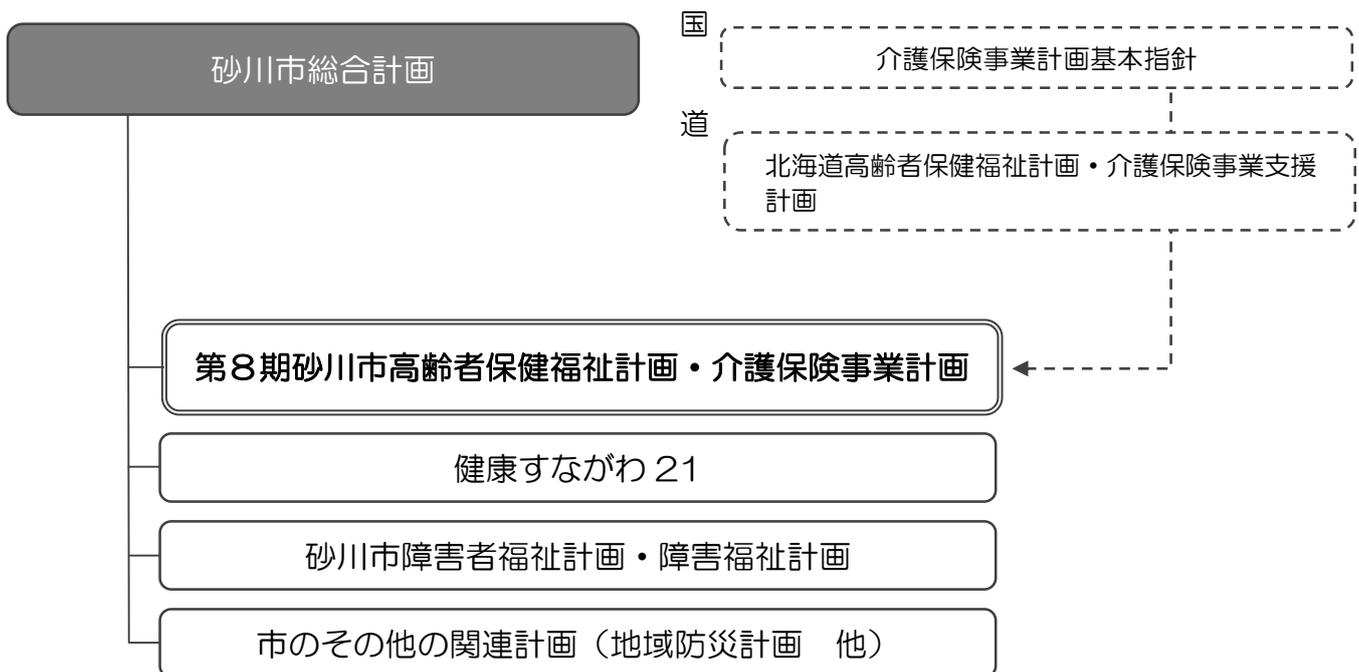
○「介護保険法」から抜粋

(市町村介護保険事業計画)
 第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他の計画との関係

本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、二つの計画を一体化した計画として、「第8期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。市の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。

他の計画との関係



3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする策定が義務づけられています。第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

(年度)

平成 27～平成 29	平成 30～令和 2	令和 3～令和 5	令和 6～令和 8	令和 9～令和 11
第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画	第10期計画

4 日常生活圏域の設定

本計画の策定に当たり、市町村は、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を設定することとされています。

本市においては、居住地域が東西約5km、南北約10kmに集約された中で比較的集落が点在していないこと、主要国道が南北を縦貫するなどにより交通網が整備されていること及び本市の中心に医療・介護連携の中核となる市立病院が位置していることなどから、日常生活圏域は1圏域としています。

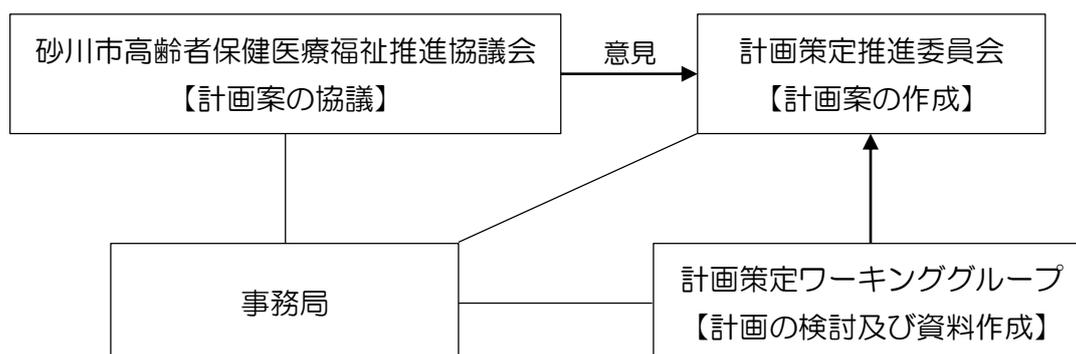
5 策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見をいただきながら、検討・策定を進めました。

また、庁内のさまざまな関係部署と緊密に連携を行う組織として「砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定推進委員会」及び「砂川市高齢者保健福祉計画及び砂川市介護保険事業計画策定ワーキンググループ」を設置し、協議・検討を行い、策定作業を進めました。

さらに、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメント*を実施しました。



(2) アンケート調査の実施

介護の実態や施策ニーズ、事業者の意向等を把握し、計画策定の参考とするため、次のアンケート調査を実施しました。

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ②在宅介護実態調査
- ③介護保険サービス事業参入等意向調査
- ④介護人材実態調査
- ⑤在宅生活改善調査

6 計画に記載する事項

○第8期介護保険事業計画（国の基本指針に基づく）

- ・日常生活圏域の設定
- ・各年度における種類ごとの介護保険サービス量の見込
- ・各年度における必要定員総数（※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- ・各年度における地域支援事業*の量の見込
- ・介護予防*・重度化防止等の取組内容及び目標
- ・第8期介護保険料の設定

○高齢者保健福祉計画

- ・高齢者福祉施策のサービスに係る事業の目標

